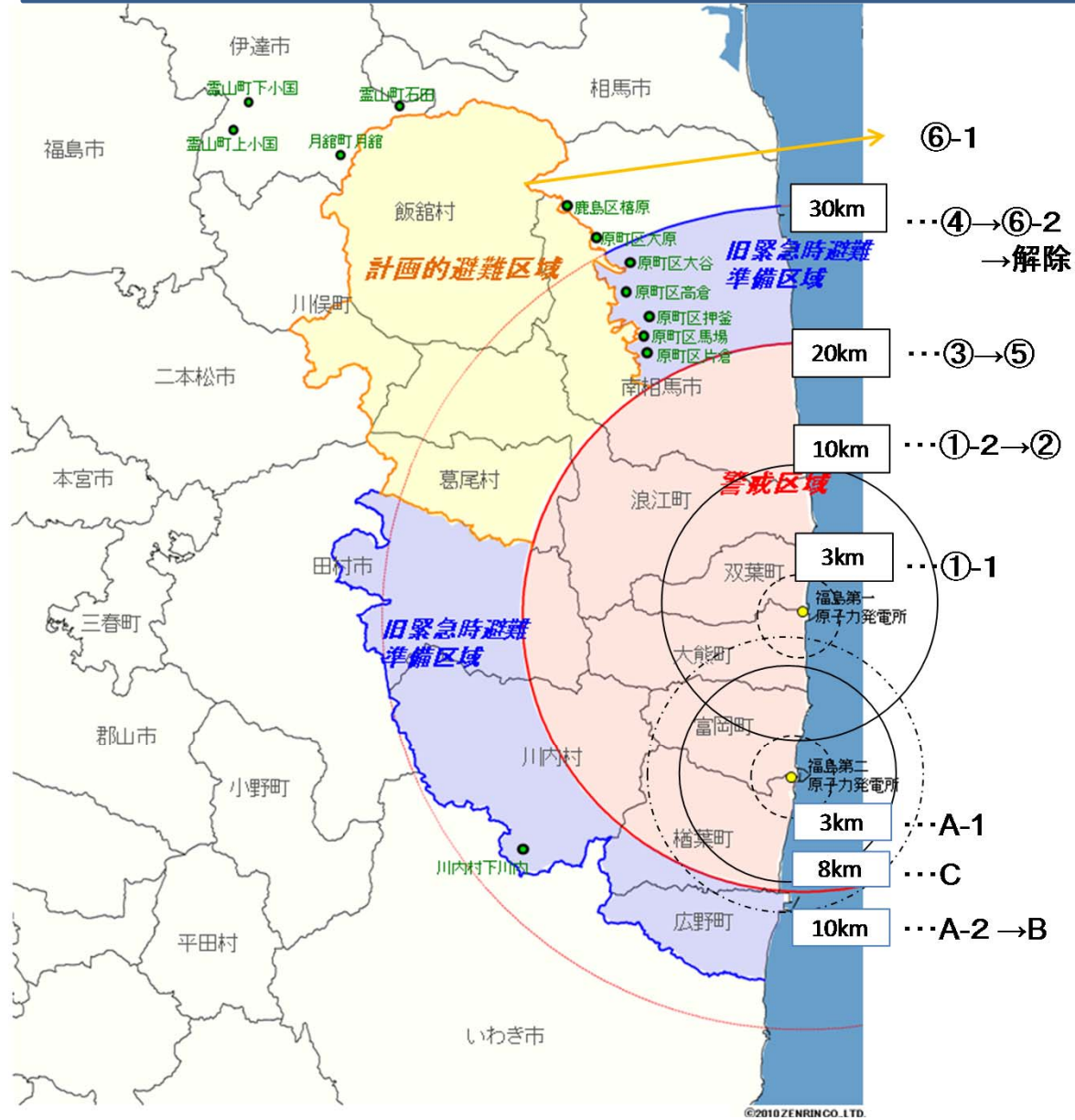


# 原子力被災者に対する取組

内閣府  
原子力被災者生活支援チーム  
平成23年11月

# 1. 事故発生以来の避難指示

○避難区域等の設定は、原子力発電所事故の状況や放射線量の測定結果を踏まえ、住民の健康と安全の確保に万全を期す観点から決定。



- 【東京電力福島第一原子力発電所に係る指示】**
- 3月11日21:23  
3km避難区域(①-1)  
10km屋内退避区域(①-2)
  - 3月12日5:44  
10km避難区域(②)
  - 3月12日18:25  
20km避難区域(③)
  - 3月15日11:00  
20-30km屋内退避区域(④)
  - 4月22日0:00  
警戒区域(⑤)
  - 4月22日9:44  
計画的避難区域(⑥-1)  
緊急時避難準備区域(⑥-2)
  - 9月30日18:11  
緊急時避難準備区域(⑥-2)の解除

- 【東京電力福島第二原子力発電所に係る指示】**
- 3月12日7:45  
3km避難区域(A-1)  
10km屋内退避区域(A-2)
  - 3月12日17:39  
10km避難区域(B)
  - 4月21日11:00  
8km避難区域(C)

## 1. 事故発生以来の避難指示

### 警戒区域

【区域内人口：約77,000(関係9市町村)】

- ◆ **福島第一原子力発電所半径20Km圏内**について、住民の安全及び治安を確保するため、4月22日、警戒区域に設定し、区域内への**立入りを原則、禁止**。
- ◆ 5月10日より住民の一時立入を開始。9月9日、一巡目を終了。9月19日から二巡目を開始。

### 計画的避難区域

【区域内人口：約10,000(関係5市町村)】

- ◆ 事故発生から**1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルト**に達するおそれがある地域について、住民の健康への影響を踏まえ、**計画的な避難**を求める区域を設定(4月22日～)。
- ◆ **7月上旬に避難を完了**。

### 緊急時避難準備区域

【区域内人口：約59,000(関係5市町村)】<9月30日 解除>

- ◆ 20km-30km圏内は、屋内退避指示を解除し、**緊急時の避難等**を求める区域を設定(4月22日～9月30日)。

### 特定避難勧奨地点

【227地点、245世帯(関係3自治体：8月3日時点)】

- ◆ 事故発生から**1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される特定の地点**を子供や 妊婦、コミュニティにも配慮した上で**住居単位で特定**。
- ◆ 当該地点に居住する住民に対して注意を喚起し、避難を支援、促進(6月16日～)。

## 2. 避難区域等の見直し

- 7月19日に、ステップ1の目標(「放射線量が着実に減少傾向である」状態)の達成確認。
- 東京電力(株)福島第一原子力発電所の原子炉施設の安全確保状況を踏まえ、原子力災害対策本部において「避難区域等の見直しに関する考え方」を取りまとめ(8月9日)。

### 「避難区域等の見直しに関する考え方」のポイント

1. 緊急時避難準備区域は、対象市町村による復旧計画の策定を踏まえ、関係自治体とも緊密に相談した上で、区域の一括解除を行う。  
※各市町村毎に復旧計画を策定の上、9月30日に原子力災害対策本部において、解除を決定。
2. 警戒区域及び計画的避難区域は、ステップ2が完了した時点で、区域見直しについて検討を行うが、除染や生活環境の復旧に向けた取組は先行して行う。
3. 今後、相当長期にわたり住民の帰還が困難な区域(高線量地域及び原発サイト周辺)の存在が明らかになる場合には、地元自治体と長期的な復興対策の在り方について十分相談し、長期的な対応策を検討。
4. 放射性物質が拡散した地域における、放射線被害に対する根本的な対応が必要。  
※①「除染に関する緊急実施基本方針」を原子力災害対策本部にて決定(8月26日)  
※②中間貯蔵施設の整備に係る工程表(ロードマップ)をとりまとめ。(10月29日)  
※③放射性物質環境汚染対処特措法(8月30日成立)に基づく基本方針を策定中

### 3. 除染の実施に関する考え方

縦軸: 積算被ばく線量  
[mSv/年]

#### 除染推進に向けた基本的考え方

#### 除染に関する緊急実施基本方針

(8月26日原子力災害対策本部決定)

緊急時被ばく状況  
[計画的避難区域、警戒区域]

原子力事故など緊急事態において、  
緊急活動を要する状況

年間20mSv以下への  
移行を目指す

- 住民の帰還が実現するまで、**国が主体的に除染を実施。**
- **まずは、除染のモデル事業を実施。** 効果的・効率的技術や作業の安全確保方策を確立。

現存被ばく状況

緊急事態後の長期被ばく状況

- 追加被ばく線量を年間1mSvとする
- 特に子どもの生活圏の徹底的な除染を優先

追加被ばく線量を年間1mSvとする

[比較的高線量]  
大規模作業を伴う  
**面的除染**が必要

[比較的低線量]  
側溝や雨樋など  
**ホットスポットを集中的に除染**

- コミュニティ単位での除染が最も効果的。
- 個別事情を把握している市町村が、除染計画を作成し実施。
- 国は、ガイドラインを提示するとともに、専門家の派遣、財政支援により円滑な除染を支援

100mSv/年

20mSv/年

1mSv/年

## 4. 除染実施における長期目標・暫定目標

除染に関する緊急実施基本方針(8月26日原子力災害対策本部決定)

- ① 国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年基本勧告などを踏まえ、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上(緊急時被ばく状況)にある地域の段階的かつ迅速な縮小を目指す。

### 長期的な目標

- ② 年間20ミリシーベルト以下(現存被ばく状況)にある地域では追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下を目指す。

### 暫定目標

#### 一般公衆

- ③ 具体的な目標として、2年後までに、一般公衆の推定年間被ばく線量の約50%減少を目指す。

- ・放射性物質の物理的減衰及び自然要因による減衰：2年で約40%
- ・除染による削減目標：約10%

#### 子ども

- ④ また、子どもの生活環境を徹底的除染により、2年後までに、子どもの推定年間被ばく線量の約60%減少を目指す。

- ・放射性物質の物理的減衰及び自然要因による減衰：2年で約40%
- ・子どもの生活環境の除染による削減目標：約20%

- ⑤ 今後、詳細なモニタリング結果、子どもの実際の被ばく線量の実測調査、除染モデル事業等を通じ精査を重ね定期的に目標を見直し。

## 5. 除染等のロードマップのポイント

○環境省において中間貯蔵施設の整備に係る工程表(ロードマップ)をとりまとめ(10月29日)

○また、放射性物質環境汚染対処特措法(8月30日成立)に基づく基本方針を現在策定中

① 平成23年11月～ モデル事業の実施

② 平成24年1月～ 本格的除染の開始  
(平成24年1月1日放射性物質環境汚染対処特措法全面施行)

③ 仮置き場での保管 3年程度

- 市町村又はコミュニティ毎に確保
- 除染特別地域(警戒区域、計画的避難区域)では、市町村の協力を得つつ環境省が確保
- それ以外の地域では、国が財政的・技術的な責任を果たしつつ、市町村が確保

④ 中間貯蔵施設への搬入開始  
(仮置場への本格搬入開始から3年程度をめど)

- 除染に伴って大量の土壌・廃棄物が発生する福島県にのみ中間貯蔵施設を確保(県外から持ち込まない)
- 他の都道府県においては、各都道府県内で廃棄物等の処分を推進
- 中間貯蔵施設の建設に至るステップを工程表(ロードマップ)として示し、平成24年度内に場所を選定  
(場所は、保管物、量、保管方法を明らかにして検討、調整)
- 除染の必要性から、長期間利用するが、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について  
(10月29日 環境省)(抜粋)

## 6. 子ども等の健康調査

○ 国は「福島県原子力被災者・子ども健康基金」(782億円)において、福島県が実施する中長期の「県民健康管理調査事業」を全面的に支援。

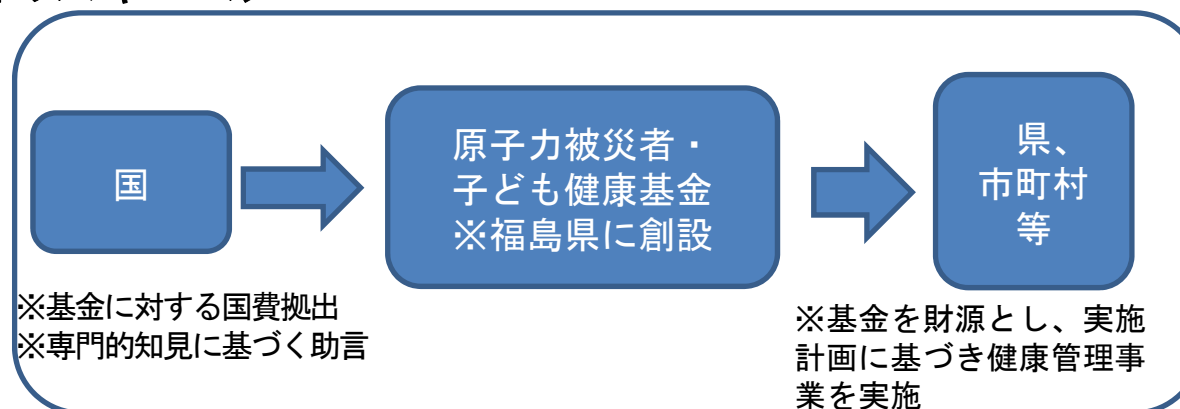
(参考)「福島県原子力被災者・子ども健康基金」(782億円)の概要

### <基金による主要事業>

- ① 全県民を対象とした放射線影響の推定調査の実施(約200万人)
- ② 避難住民等を対象とした中長期的な健康調査の実施(約20万人)
- ③ 県内の子どもを対象とした中長期的ながん検診の実施(約28万人)
- ④ ホールボディカウンター等による検査体制の強化
- ⑤ 県内の子どもや妊婦に対する積算線量計(フィルムバッジ)の貸与
- ⑥ 子ども等の心身の健康確保事業(サマーキャンプ)等の実施

等

### <基金のスキーム>





# 【参考】県民健康管理調査事業及び関係する事業の全体像

県が  
実施主体  
の事業

国が  
実施主体  
の事業

## I 県民健康管理調査

実施主体: 福島県

### 基本調査

全県民を対象に被ばく線量を把握  
8/26から行動調査票を郵送開始 (現在16万通発送)

6/27から浪江町、飯館村、川俣町山木屋地区で  
行動調査票による調査を先行実施 (現在約45%返送済み)

### 詳細調査(10月から開始予定)

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 1 甲状腺超音波検査(10/9※) | 3 こころの健康度調査(11月) |
| 対象: 県全域18歳以下      | 対象: 避難区域等の住民     |
| 2 健康診査(10月)       | 4 妊産婦に関する調査      |
| 対象: 避難区域等の住民      | (年内予定)           |
| ※県立医科大学にて3ブース     | 対象: 県全域妊産婦       |

### 継続的健康管理

(データベースの構築)  
個人別に作成し、一元的に管理する。

## V 小児甲状腺簡易測定

実施主体: 現地対策本部(測定者: 自治体、大学、電力会社等の技術者)

実施日: 3/24, 3/26 ~ 3/30 (個別説明会を開催済み)  
測定場所: いわき市、川俣町、飯館村  
対象者: 0~15歳の小児1,149名(うち結果の出た1,080名について集計)

結果: 全員が原安委が問題となるレベルではないとしている  
0.2 $\mu$ Sv/h\*を下回っていた。全員に通知済み  
(\* : 1歳児の甲状腺等価線量100mSvに相当)

## II 放医研における研究事業 実施主体: 国(放医研)

外部被ばく線量評価システム (開発中)  
実施主体: 支援チーム(開発機関: 放医研)

### 内部被ばく線量評価のための基礎調査

実施主体: 支援チーム(開発機関: 放医研)  
実施日: 6/27 ~ 7/28 (各自自治体ごとに個別説明会を全て開催済み)  
対象者: 浪江町、飯館村及び川俣町山木屋地区の住民 122名  
広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、  
葛尾村及び田村市の住民 52名、合計174名  
結果: セシウム134及び137による預託実効線量は全員1mSv未満。  
ヨウ素は半減期が短いため検出されず。

## III 安心・リスクコミュニケーション事業

トップセミナー  
実施主体: 支援チーム

実施日: 7/3  
対象者: 福島県内の市町村長  
内容:  
1) 放射線の健康への影響等についての講演  
2) WBC測定体験

今後、福島県内での開催予定なし。

### ホールボディカウンター測定

実施主体: 福島県(測定機関: JAEA 南相馬市立総合病院)

実施期間: 7/11 ~  
対象者: 飯館村、川俣町山木屋地区、双葉郡の町の住民 4,289名(9/30時点)  
結果: セシウム134及び137による預託実効線量は、  
1mSv未満 4,273人、1mSv 6人、  
2mSv 8人 3mSv 2人 全員に通知済み  
9月より対象地域を双葉郡町村(浪江町を除く。)に拡大して実施。目標約5,300人中1,090人実施(9/30時点)

### ホールボディカウンター購入

実施主体: 福島県  
購入予定台数: 5台(移動式)

## IV 子ども等に対する積算線量計の貸与事業

実施主体: 福島県 (全59市町村のうち58市町村からの申請を受付)  
対象者: 妊婦及び15歳未満の子ども (約30万人)  
事業内容: 市町村が実施する個人線量計・ガラスバッジ等の貸与事業及びサーベイメーターの整備事業への補助(補助率 10/10)